

# 高知市技能功労者表彰選考要領

(表彰の対象)

第1条 表彰の対象は、高知市技能功労者表彰規則（昭和49年規則第74号。以下「規則」という。）第2条に定める者とする。ただし、同一の事績により、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による褒章、叙勲若しくは高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）による知事表彰又は高知市表彰規則（昭和45年規則第3号）若しくは規則による市長表彰を受けたことのある者については、原則として表彰の対象としないものとする。

(調査)

第2条 被推薦者については、関連行政事務を所管する本市の各課で調査検討するものとする。

2 規則第4条第2号に該当する被推薦者については、産業政策課において実態調査を行う。

(被表彰者数)

第3条 被表彰者は、被推薦者のうちから、20名をめぐりとして選考する。

(選考基準)

第4条 市長は、被推薦者について、次に掲げる事項を総合的に審査し、被表彰者を選考するものとする。

- (1) 技能の卓越性
- (2) 後進技能者の指導育成及び技能継承への寄与の状況
- (3) 技能を通じた本市の産業又は市民生活への貢献の状況
- (4) 勤務実績、社会的信望その他の技能者の模範となる事情
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、被推薦者のうち、次に掲げる者は、選考しないものとする。

- (1) 規則第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 本市職員
- (3) 本市への貢献度が低いと認められる者（例えば表彰年度の4月1日現在で本市に住民登録して5年を経過しない者など）
- (4) 提出資料が著しく不足し、功績を客観的に確認することができない者

(推薦書の記載基準)

第5条 推薦書は、別記様式第1号によるものとし、前条第1項各号に掲げる審査項目ごとに、被推薦者の功績を記載し、記載内容を確認することができる資料を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、推薦書に記載漏れがあるとき、又は抽象的記載のみにとどまり審査に必要な事実を確認することができないときは、市長は、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。

3 前項の規定による補正が当該期間内に行われないうち、又は補正後もなお審査に必要な記載若しくは資料が不足するときは、当該推薦書は受け付けないことができる。